重 要 事 項 説 明 書

（指定短期入所生活介護事業所）

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、山形県条例第72号に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1　事業者

事業者の名称	社会福祉法人　　東根福祉会
事業者の所在地	東根市本丸南一丁目10－16
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長　　横尾　昭男
電話番号	0237－43－6980

2　ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム第二白水荘
施設の所在地	東根市大字蟹沢897－1
施設長名	施設長　　髙橋　義彦
電話番号	0237－41－1121
ファクシミリ番号	0237－42－6121

3　ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	令和2年4月	山形県0671700193	80人
居宅	通所介護	令和2年4月	山形県0671700169	25人
	認知症対応型通所介護	令和2年4月	東根市0671700169	10人
	短期入所生活介護	令和2年4月	山形県0671700177	20人

4　事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は利用者の心身の状況や、介護する家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に施設を提供することを目的としている。
施設運営の方針	当施設にあっては、利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能維持並びに、ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

5　施設の概要

敷地および建物　　特別養護老人ホームと共用

敷地	15，864．08㎡

建物・居室	構造	本館 RC鉄骨造平屋建　さくら館 鉄骨造平屋建
	延べ床面積	4，653．96㎡
	利用定員	20名

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
4人部屋	5室	220．1㎡	11．00㎡

その他主な設備（特別養護老人ホームと共用）

施設の種類	数	面積
食堂（本館）	1室	274．40㎡
食堂（さくら館）	1室	128．01㎡
機能訓練室	1室	39．53㎡
一般浴室	1室	90．00㎡
機械浴室	特殊浴槽2台	
医務室	1室	25．56㎡

6　職員体制（主たる職員）

従業者の職種	職員数	区分 常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格
施設長	1名		1			0.2	1	社会福祉主事
事務員	1名		1			0.2		社会福祉主事
生活相談員	1名	1				1	1以上	社会福祉主事　介護支援専門員
介護員	8名	8				8	7以上	介護福祉士他
看護師	1名	1				1	1以上	看護師
機能訓練指導員	1名		1			0.2	1以上	看護師
医師	1名				1		1以上	内科
栄養士	1名		1			0.2	1以上	管理栄養士

7　職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	職務内容
施設長	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務　4週8休	運営管理の統括
事務員	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務　4週8休	利用料の請求、支払いなど
生活相談員	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務　4週8休	入退所などサービス全般
介護職員	・早番（7:00～16:00）（7:30～16:30）（8:00～17:00）　原則4週8休 ・日勤(8:30～17:30)（9:30～18:30）（10:00～19:00)(11:00～20:00) ・夜勤（13:00～22:00）（22:00～7:00） ・昼間（13:00～14:00）は、原則として職員１名あたり入所者5名のお世話をします。 ・夜間（19:00～7:00）は、原則として職員１名あたり25名のお世話をします。	生活のサポート及び介護全般
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務　4週8休	機能訓練に関すること
看護職員	・正規の勤務時間帯（7:00～19:00）、特別養護老人ホームの看護師あわせて通常４名体制で勤務　4週8休 ・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。	健康管理に関すること
医師	週2日（月・金曜日）13:30～15:00	診察、健康管理に関すること
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務　4週8休	栄養管理に関すること

8　営業日およびご利用の方法

ご利用の方法	ご利用については、常時生活相談員が相談に応じております。

9　施設サービスの概要

種類	内容	利用料
食事の介助	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。（ただし、食費は給付対象外です。） ・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。 （食事時間） 朝食　7:40～ 昼食11:50～ 夕食17:30～	介護報酬の告示上の額（ただし、法定代理受領の場合は施設介護サービス基準の1割、又は2割、又は3割相当。法定代理受領でない場合は、施設介護サービス基準額相当額です。）

種　　類	内　　容	利　用　料
排泄の介助	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・オムツを使用する方に対しては、定時（1日4回以上）の交換を行うともに、必要な場合はこれを越えて随時交換を行います。	介護報酬の告示上の額（ただし、法定代理受領の場合は施設介護サービス基準の1割、又は2割、又は3割相当。法定代理受領でない場合は、施設介護サービス基準額相当額です。）
入浴介助	・週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。	
着替え等の介助	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えをおこなうよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週1回、寝具の消毒は2か月に1回します	
機能訓練	・機能訓練指導員（所有資格　看護師等）による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。 （当施設の保有するリハビリ器具） マイクロ波治療器1　平行棒1 水圧式マッサージ器1 フットマッサージ器1　他	
健康管理	・短期入所サービスご利用中に体調を崩された場合、主治医の指示に従い、協力医療機関などに責任をもって引継ぎます。 ・利用者の状態によっては当施設の担当職員が迅速に対応させて頂く場合もあります。	
相談および援助	・当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 （相談窓口）生活相談員　　今田　加奈子	
送迎	身体状況など一定の基準に該当し、ご自分で来所が困難な方は、リフト付きの送迎車で入退所の送迎を行います。	
（介護保険給付外）	・当施設の送迎区域外の送迎においては 7km以上10km未満：片道￥500 10km以上：片道￥800の料金が加わります。 ※通常の送迎実施区域 　東根市（大富・小田島・長瀞・温泉・東根地区）	

種　　類	内　　容	利 用 料
居住費	・施設利用時における光熱水費相当分	料金は、別紙料金表に記載
食事提供	・介護、医療関係の専門業者に委託し、安全でおいしい食事を提供いたします。	料金は、別紙料金表に記載
理美容サービス	・このサービスの場合は、直接現金での支払いとなります。 ・この他にも、個別に調整できます。	2．500円～6．000円程度
レクリエーション	・当施設では、施設行事計画にそって行事を企画します。	施設外レクリエーションについて実費（交通費・入場料等）
洗濯サービス（施設内）	・衣類等の洗濯	無　　料

10　支払い方法

金融機関より自動引き落としになります。現在ご利用の金融機関をご指定下さい（自動引き落とし契約を結びます）引き落とし日は、利用翌月の26日になります。利用翌月の10日までには、前月分の利用明細書及び請求書を送付いますので指定した口座へ26日までにはご入金下さい。お支払い後、領収書を発行いたします。

11　苦情処理対応手順

相談方法等	受付担当者　生活相談員　今田　加奈子 ご利用時間　毎日午前9時～午後17時（土日祝日を除く） ご利用方法　・電話による相談　0237－41－1121 ・直接来荘していただいての相談又は訪問による相談 ・施設内の苦情箱をご利用しての相談 ※受付担当者不在のときには、対応者が担当者に連絡を取り対応いたします。 法人による相談・苦情窓口 受付窓口　東根福祉会　法人事務局　横尾　智 解決責任者　東根福祉会　法人事務局長　村田　嘉正 利用時間　8時30分～17時30分（土日祝日を除く） 第三者委員：　弁護士　伊藤三之　評議員　遊佐　靖彦
処理体制・手順	1. 受付 2. 問題点の把握→責任者への報告→緊急の場合は即時対応 3. 行政機関への報告 4. 処理見込み期間の説明 5. 必要な調査の実施 6. 改善方策の検討 7. 利用者、家族への報告 8. 改善策の周知徹底 9. 行政機関への報告（顛末報告等）
公的機関	次の機関において、苦情申し出ができます。 ※山形県国民健康保険団体連合会；電話番号：0237－87－8006 ※東根市健康福祉部福祉課介護保険係：電話番号：0237－42－1111 ※山形県福祉サービス運営適正化委員会（「山形県社会福祉協議会）電話番号：023－626－1755 ※天童市　電話番号：023－653－0704 ※村山市　電話番号：0237－55－2111　※その他住所地の各市町村窓口へお願い致します。

12　第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1　あり	実施日	
		評価期間名称	
		結果の開示	1　あり　　2　なし
	② なし		

13　協力医療機関

医療機関の名称	北村山公立病院
院長名	國本　健太
所在地	東根市温泉町2-15-1
電話番号	0237－42－2111
診療科	内科・外科・脳外科・泌尿器科・整形外科・形成外科・皮膚科・その他
入院設備	ベッド数　300床
救急指定の有無	有り
契約の概要	当施設と北村山公立病院とは、入所者に病状の急変があった場合には、協力病院として優先的に治療を行っていただいております。

14　非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム第二白水荘消防計画」及び「業務継続計画（BCP）」に従って必要な措置を講じます。			
近隣との協力関係	小田島地区自主防災会連絡協議会と災害時相互応援協力協定書を締結しています。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム第二白水荘消防計画」によって、夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。			
防火設備（特別養護老人ホームと共通）	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	非常口	21箇所	防火扉・シャッター	5個所
	スプリンクラー	605箇所	屋内消火栓	12個所
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	18個所	漏電火災報知器	あり
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり
	カーテン、布団等は防炎性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：令和7年4月1日　　防火管理者：　星川　雄二			

15　当施設ご利用の際に留意いただく事項

緊急連絡先について	利用時に、緊急連絡先及びかかりつけ医についてお聞きしますが、留守になる場合等、連絡先が変更になる場合は、すぐにご連絡ください。
事故発生時及び緊急時の対応 事故補償等	・指定短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力病院に連絡し、適切な措置を講ずるとともに、施設長に報告致します。 ・利用中の不慮による事故、身体の怪我を負った場合、施設にて傷害事故補償保険に加入しております。 ・重大事故等が発生した場合には、速やかに、県・市町村窓口にも報告いたします。 ※転倒について；高齢者は加齢により転倒しやすく骨折の危険性が高いことから、施設内でも同様のことが起こることがあります。事故を未然に防げるよう対応を行っておりますが、職員の見守りには限界がありますので、この点はご理解頂きますようお願い致します。
身体拘束について	・緊急やむ得ず、利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合は、利用者又はその家族から同意を得て身体拘束を行う場合があります。
虐待防止について	当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待等の防止のために下記の措置を講じます。 （1）虐待防止に関する責任者を選定しています。 （虐待防止責任者）生活相談員　　今田　加奈子 （2）成年後見制度の利用を支援します。 （3）苦情解決体制を整備しています。 （4）職員に対する虐待防止の啓発・普及するための研修を実施しています。
感染症について	感染症の発症時において、利用者様に対するサービスの提供を継続的に行うにあたり、「業務継続計画（BCP）」等に基づいた対策を実施し、早期対応に心掛けいきます。
来訪・面会	来訪者は、面会時間を10：00～16：00とし、予約制となっています。 ※感染予防について；体調不良時(発熱・下痢・嘔吐時）はお控え下さい。マスク着用・手指消毒等のご協力も兼ねてお願い致します。
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
医療機関への受診	ご家族による協力でお願いいたします。職員に申し出てください。 ※病気の発症について；加齢に伴い脳梗塞や心筋梗塞等を発症する危険性が高まることから、施設利用中に 発症を認めた場合は、協力医療機関への搬送等、最善の対応をさせていただきます。しかし、この発症そのものを防ぐことはできませんのでご理解をお願い致します。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
迷惑行為	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	出来るだけ、貴重品の持ち込みはご遠慮いただきます。 管理は介護員がいたします。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
飲食物の持込	治療目的以外のすべての飲食物の持込はお断りします。

短期入所施設第二白水荘 （山形県0671700177）

16　サービス利用料金（1日あたり、1割負担の利用者）

ご利用料金は、介護福祉サービス費（ご利用者の要介護度）と加算項目及び保険適用外費用（ご利用者の階層）の合計金額となります。

ご利用料金は、介護度と階層により変わります。

（1）併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）〈多床室〉

①ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	¥6,030	¥6,720	¥7,450	¥8,150	¥8,840
②機能訓練体制加算　※1	¥120	¥120	¥120	¥120	¥120
③サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ　※2	¥220	¥220	¥220	¥220	¥220
④夜勤職員配置加算（Ⅲ）　※3	¥150	¥150	¥150	¥150	¥150
⑤看護体制加算（Ⅰ）　※4	¥40	¥40	¥40	¥40	¥40
⑥看護体制加算（Ⅱ）　※5	¥80	¥80	¥80	¥80	¥80
サービス利用にかかる自己負担額 （①+②+③+④+⑤+⑥）×0.1	¥664	¥733	¥806	¥876	¥945

※1　機能訓練指導員の職務に従事する常勤の職員を1以上配置した場合。

※2　介護福祉士が80%以上配置されている場合。

※3　必要となる夜勤職員の数を1以上上回って配置した場合。加えて、夜勤帯を通じて喀痰吸引等の実施できる介護職員を配置している場合。

※4　常勤の看護師を1名以上配置している場合。

※5　看護職員の数が、入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、置くべき看護職員の数に1を加えた数以上である場合。

（2）上記介護サービス以外に、次のサービスを利用された場合は、下記の金額が加算されます。

サービスおよび加算の内容	加算額	自己負担額	加算の条件
送迎加算（片道）	¥1,840	¥184	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて必要と認められる利用者に対して送迎を行う場合。
療養食加算（1食あたり）	¥80	¥8	医師の指示に基づく療養食を提供した場合。
緊急短期入所受入加算（1日あたり）	¥900	¥90	計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合7日（利用者の日常居 話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として算定。
医療連携強化加算（1日あたり）	¥580	¥58	※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容をクリアしていること。（次ページ*1参照）
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	全介護報酬の14.0%	加算項目により異なる	介護職員等の処遇改善に関する加算。
長期利用者に対する減算	￥300（-）	￥30（-）	連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している利用者に対しての減額。
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の1%を減算		身体拘束等の適正化のために必要な措置が講じられない場合に減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%を減算		高齢者虐待防止措置のために必要な措置が講じられていない場合に減算
業務継続計画未策定減算	所定単位数の1%を減算		業務継続計画の未策定による減算

＊1医療連携強化加算　条件

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
短期入所生活介護費における医療連携強化加算の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注5の看護体制加算(Ⅱ)を算定していること。
ロ 利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。
ハ 主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。
ニ 急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。
※ 別に厚生労働大臣が定める状態の内容は次のとおり。
指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める状態
次のいずれかに該当する状態
イ 喀痰吸引を実施している状態
ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
ハ 中心静脈注射を実施している状態
ニ 人工腎臓を実施している状態
ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
ヘ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態
ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
リ 気管切開が行われている状態

（3）当事業所の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、1日あたりの居住費・食費の負担が軽減されます。

＊1食当たりの単価　（朝食）420円　（昼食）830円〈おやつ代込み〉（夕食）490円

（単位　：　円）

対象者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		利用者負担段階1	¥0	¥300
市町村民税 非課税者	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	利用者負担段階2	¥430	¥600
	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	利用者負担段階3①	¥430	¥1,000
	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方	利用者負担段階3②	¥430	¥1,300
上記以外の方		利用者負担段階4	¥915	¥1,740

短期入所施設第二白水荘 （山形県0671700177）

16　サービス利用料金（1日あたり、2割負担の利用者）

ご利用料金は、介護福祉サービス費（ご利用者の要介護度）と加算項目及び保険適用外費用（ご利用者の階層）の合計金額となります。

ご利用料金は、介護度と階層により変わります。

（1）併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）〈多床室〉

①ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	¥6,030	¥6,720	¥7,450	¥8,150	¥8,840
②機能訓練体制加算　※1	¥120	¥120	¥120	¥120	¥120
③サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ　※2	¥220	¥220	¥220	¥220	¥220
④夜勤職員配置加算（Ⅲ）　※3	¥150	¥150	¥150	¥150	¥150
⑤看護体制加算（Ⅰ）　※4	¥40	¥40	¥40	¥40	¥40
⑥看護体制加算（Ⅱ）　※5	¥80	¥80	¥80	¥80	¥80
サービス利用にかかる自己負担額 （①+②+③+④+⑤+⑥）×0.1	¥1,328	¥1,466	¥1,612	¥1,752	¥1,890

※1　機能訓練指導員の職務に従事する常勤の職員を1以上配置した場合。

※2　介護福祉士が80%以上配置されている場合。

※3　必要となる夜勤職員の数を1以上上回って配置した場合。加えて、夜勤帯を通じて喀痰吸引等の実施できる介護職員を配置している場合。

※4　常勤の看護師を1名以上配置している場合。

※5　看護職員の数が、入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、置くべき看護職員の数に1を加えた数以上である場合。

（2）上記介護サービス以外に、次のサービスを利用された場合は、下記の金額が加算されます。

サービスおよび加算の内容	加算額	自己負担額	加算の条件
送迎加算（片道）	¥1,840	¥368	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて必要と認められる利用者に対して送迎を行う場合。
療養食加算（1食あたり）	¥80	¥16	医師の指示に基づく療養食を提供した場合。
緊急短期入所受入加算（1日あたり）	¥900	¥180	計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合7日（利用者の日常居 話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として算定。
医療連携強化加算（1日あたり）	¥580	¥116	※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容をクリアしていること。（次ページ*1参照）
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	全介護報酬の14.0%	加算項目により異なる	介護職員等の処遇改善に関する加算。
長期利用者に対する減算	￥300（-）	￥60（-）	連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している利用者に対しての減額。
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の1%を減算		身体拘束等の適正化のために必要な措置が講じられない場合に減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%を減算		高齢者虐待防止措置のために必要な措置が講じられていない場合に減算
業務継続計画未策定減算	所定単位数の1%を減算		業務継続計画の未策定による減算

＊1医療連携強化加算　条件

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
短期入所生活介護費における医療連携強化加算の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注5の看護体制加算(Ⅱ)を算定していること。
ロ 利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。
ハ 主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。
ニ 急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。
※ 別に厚生労働大臣が定める状態の内容は次のとおり。
指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める状態
次のいずれかに該当する状態
イ 喀痰吸引を実施している状態
ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
ハ 中心静脈注射を実施している状態
ニ 人工腎臓を実施している状態
ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
ヘ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態
ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
リ 気管切開が行われている状態

（3）当事業所の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、1日あたりの居住費・食費の負担が軽減されます。

＊1食当たりの単価　（朝食）420円　（昼食）830円〈おやつ代込み〉（夕食）490円

（単位　：　円）

対象者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		利用者負担段階1	¥0	¥300
市町村民税 非課税者	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	利用者負担段階2	¥430	¥600
	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	利用者負担段階3①	¥430	¥1,000
	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方	利用者負担段階3②	¥430	¥1,300
上記以外の方		利用者負担段階4	¥915	¥1,740

短期入所施設第二白水荘 （山形県0671700177）

16　サービス利用料金（1日あたり、3割負担の利用者）

ご利用料金は、介護福祉サービス費（ご利用者の要介護度）と加算項目及び保険適用外費用（ご利用者の階層）の合計金額となります。
ご利用料金は、介護度と階層により変わります。

（1）併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）〈多床室〉

①ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	¥6,030	¥6,720	¥7,450	¥8,150	¥8,840
②機能訓練体制加算　※1	¥120	¥120	¥120	¥120	¥120
③サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ　※2	¥220	¥220	¥220	¥220	¥220
④夜勤職員配置加算（Ⅲ）　※3	¥150	¥150	¥150	¥150	¥150
⑤看護体制加算（Ⅰ）　※4	¥40	¥40	¥40	¥40	¥40
⑥看護体制加算（Ⅱ）　※5	¥80	¥80	¥80	¥80	¥80
サービス利用にかかる自己負担額 （①+②+③+④+⑤+⑥）×0.1	¥1,992	¥2,199	¥2,418	¥2,628	¥2,835

※1　機能訓練指導員の職務に従事する常勤の職員を1以上配置した場合。

※2　介護福祉士が80%以上配置されている場合。

※3　必要となる夜勤職員の数を1以上上回って配置した場合。加えて、夜勤帯を通じて喀痰吸引等の実施できる介護職員を配置している場合。

※4　常勤の看護師を1名以上配置している場合。

※5　看護職員の数が、入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、置くべき看護職員の数に1を加えた数以上である場合。

（2）上記介護サービス以外に、次のサービスを利用された場合は、下記の金額が加算されます。

サービスおよび加算の内容	加算額	自己負担額	加算の条件
送迎加算（片道）	¥1,840	¥552	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて必要と認められる利用者に対して送迎を行う場合。
療養食加算（1食あたり）	¥80	¥24	医師の指示に基づく療養食を提供した場合。
緊急短期入所受入加算（1日あたり）	¥900	¥270	計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合7日（利用者の日常居 話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として算定。
医療連携強化加算（1日あたり）	¥580	¥174	※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容をクリアしていること。（次ページ*1参照）
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	全介護報酬の14.0%	加算項目により異なる	介護職員等の処遇改善に関する加算。
長期利用者に対する減算	￥300（-）	￥90（-）	連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している利用者に対しての減額。
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の1%を減算		身体拘束等の適正化のために必要な措置が講じられない場合に減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%を減算		高齢者虐待防止措置のために必要な措置が講じられていない場合に減算
業務継続計画未策定減算	所定単位数の1%を減算		業務継続計画の未策定による減算

＊1医療連携強化加算　条件

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
短期入所生活介護費における医療連携強化加算の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注5の看護体制加算(Ⅱ)を算定していること。
ロ 利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。
ハ 主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。
ニ 急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。
※ 別に厚生労働大臣が定める状態の内容は次のとおり。
指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める状態
次のいずれかに該当する状態
イ 喀痰吸引を実施している状態
ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
ハ 中心静脈注射を実施している状態
ニ 人工腎臓を実施している状態
ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
ヘ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態
ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
リ 気管切開が行われている状態

(3)当事業所の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、1日あたりの居住費・食費の負担が軽減されます。

＊1食当たりの単価　(朝食)420円　(昼食)830円〈おやつ代込み〉　(夕食)490円

(単位　:　円)

対象者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		利用者負担段階1	¥0	¥300
市町村民税非課税者	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	利用者負担段階2	¥430	¥600
	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	利用者負担段階3①	¥430	¥1,000
	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方	利用者負担段階3②	¥430	¥1,300
上記以外の方		利用者負担段階4	¥915	¥1,740

私は、本書面に基づいて職員　生活相談員　　今田　加奈子
から上記重要の事項の説明を受けたことを確認し、これに同意します。

年　　月　　日

利用者

住所

氏名　　㊞

利用者代理人

住所

氏名　　㊞

(続柄　　)